

平成 17 事務年度証券会社向け監督方針について

I. 基本的考え方

【1. 証券業の現状認識】

- 「金融改革プログラム」において、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを「民」の力によって実現することを目指している。
- 当局が、新規参入の容易化や業務の自由化等の環境整備を行ってきたこともあり、①収益構造の変化、②商品の多様化、③販売チャネルの多様化、④コングロマリット化の進展、⑤いわゆる投資銀行業務や伝統的な証券業務以外の業務の増加といった変化が見られる。
- こうした状況下で、証券会社が利用者ニーズを重視し、投資者保護を意識した適切な業務運営を行うことが期待される。

【2. 基本的考え方】

1. の現状認識の下、「証券会社向けの総合的な監督指針」に基づき、以下の基本的考え方留意しつつ厳正で実効性のある監督行政を遂行する。

- (1) 検査・監視部局との適切な連携の確保
- (2) 証券会社との十分な意思疎通の確保
- (3) 証券会社の自主的な努力の尊重
- (4) 効率的・効果的な監督事務の確保

II. 重点事項

【1. 経営管理の強化】

- 経営者の法令等遵守意識の向上
- リスク管理部門及び内部監査部門の強化
- 金融コングロマリットの経営管理についての対応

【2. 適正な業務運営の確保】

- (1)利用者本位の業務運営のための態勢の整備
 - 説明・勧誘態勢の確立
 - 相談・苦情への適切な対応
 - 顧客情報の管理体制の確立
 - 分別保管の徹底
- (2)法令等遵守態勢・適正な内部管理体制の整備
 - いわゆる投資銀行業務等に係る法令等の遵守の確保
 - 売買管理・審査態勢の構築
 - 最良執行義務の導入
 - システム管理態勢の適切性の確保

【3. 財務の健全性の確保】

- 自己資本規制比率が法令に定める水準を下回った場合、自己資本規制比率の変動が大きい場合等の適切な監督対応
- 国際的に活動する証券会社グループについて、金融コングロマリット監督指針を踏まえた検証等

【4. 登録金融機関と証券仲介業者に対する監督】

- 各業態の特性に配慮しつつ、上記1.～3.の重点事項を踏まえた監督を実施
- 特に、登録金融機関については、銀行業等の他の業務との利益相反の防止等に留意
- 証券仲介業者については、所属証券会社が証券仲介業者の業務内容や勧誘態勢等を適切に把握する態勢がとれているかも検証